

建設業における社会保険等未加入対策 Q & A

平成31年4月1日
宇都宮市理財部契約課

Q 1 建設業における社会保険等未加入対策を行う目的は？

A 1 建設業では、関係法令により加入が義務付けられている社会保険等に企業として加入していない、いわゆる未加入事業者が多数存在しています。社会保険等へ未加入であることは、労働者の処遇低下など就労環境を悪化させるだけでなく、若年入職者が減少する一因となり、建設産業自体の持続的発展を妨げる要因となります。

また、社会保険等の法定福利費を適正に負担している社会保険等加入事業者にとっては、未加入事業者よりもコストを多く支出していることとなり、入札等の競争に参加する上で不利になるという状況が生じています。

こうした状況の中、未加入事業者の社会保険等加入に向けた取組により、建設業の持続的発展に必要な人材の確保と労働者処遇改善を図るとともに、法定福利費を適正に負担する事業者による公平な競争環境を構築する必要があります。

Q 2 社会保険等未加入対策の対象となる工事とは？

A 2 平成31年4月1日以降、宇都宮市が発注するすべての建設工事が対象となります。ただし、宇都宮市小規模工事等契約希望者登録制度の登録事業者が発注する工事は対象外となります。

Q 3 社会保険等未加入対策の対象となる社会保険等とは何か。

A 3 届出が義務付けられている、「健康保険」、「厚生年金保険」、「雇用保険」です。

<根拠法令>

- ・ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出義務
- ・ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出義務
- ・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出義務

Q 4 発注者は下請事業者の社会保険等加入状況の確認をどうやって行うのか。

A 4 元請事業者が発注者に提出する「施工体制台帳」及び「再下請負通知書」の「健康保険等の加入状況」欄により確認します。

Q 5 元請事業者は、下請事業者の社会保険等の加入状況をどうやって確認すればよいのか。

A 5 下請事業者から以下の書面又はこれに準ずるものを徴取し、確認してください。

- ・ 経営事項審査を受けている事業者の場合・・・最新の結果通知書
- ・ 経営事項審査を受けていない事業者の場合・・・管轄官庁が発行する書面

<管轄官庁が発行する書面の例>

- ・ 健康保険、厚生年金保険の場合
領収証書
社会保険料納入証明（申請）書
資格取得確認及び標準報酬決定通知書 等
- ・ 雇用保険
領収済通知書及び労働保険概算・確定本領申告書
雇用保険被保険者資格取得通知書（事業主通知用） 等

Q 6 社会保険等の管轄官庁とは？

A 6 社会保険等の各管轄官庁は以下のとおりです。

- ・ 健康保険・・・全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合 等
- ・ 厚生年金保険・・・日本年金機構、年金事務所 等
- ・ 雇用保険・・・都道府県労働局、公共職業安定所（ハローワーク）等

Q 7 社会保険等のうち、1つでも加入していなければ未加入となるのか。

A 7 1つでも加入していないものがある場合、未加入となります。ただし、社会保険等に加入義務のない事業者を除きます。

Q 8 社会保険等に加入義務のない事業者とは？

A 8 現行法制度で社会保険等への加入が義務付けられていない「適用除外」事業者を指します。例として、健康保険及び厚生年金保険については、従業員5人未満の個人事業主の場合等、雇用保険については、役員だけの法人である場合等が該当します。「適用除外」に該当するか否かの判断に迷う場合は、各管轄官庁に確認する必要があります。

Q 9 一次下請事業者が社会保険等に未加入であった場合、どうなるのか。

A 9 一次下請契約の契約相手方が、社会保険等未加入事業者であった場合、元請事業者に対し、入札参加停止措置（2か月）及び工事成績評定減点措置（－15点）を講じます。

Q 1 0 施工体制台帳で一次下請事業者が社会保険等に加入済みであることを発注者が確認したが、一次下請契約の締結後、実際には未加入であることが判明した場合、元請事業者は入札参加停止措置及び工事成績評定減点措置の対象となるのか。

A 1 0 元請事業者は、施工体制台帳等を作成するにあたり、下請事業者の社会保険等の加入の有無を確認しなければなりません。提出された文書の内容に誤り又は虚偽があった場合、原則として入札参加停止措置及び工事成績評定減点措置の対象となりますが、下請事業者の申告等に対して元請事業者にどの程度過失があったか等、個別の事情を踏まえ、発注者が総合的に判断します。

Q 1 1 社会保険等に未加入である事業者と一次下請契約を行わなければならない場合、どうしたよいか。

A 1 1 発注者に対し施工体制台帳等を提出する際に、社会保険等未加入事業者を契約の相手方とする必要があることを、担当者へ伝達してください。所定の理由書の提出に基づく審議を行い、その結果「特別の事情」を有することが認められた場合、未加入事業者との契約締結が可能です。ただし、「特別の事情」を有することが認められた場合であっても、基本的に社会保険等への加入が必要であり、原則30日以内に社会保険等への加入が確認できる書面を提出しなければなりません。

Q 1 2 「特別な事情」とはどのようなものか。

A 1 2 「特別な事情」とは、災害に伴う堤防崩壊や道路陥没等の応急工事を緊急に行う必要がある場合や、特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」と言います。）を必要とする工事で、特殊技術等を有するものと下請契約を締結しなければ契約の目的を達することが困難であることが明らかに認められる場合等です。

< 「特別な事情」に該当しないと考えられる例 >

- ・ 長年の元下関係があり他の事業者では施工の管理・監督ができない場合
- ・ 発注者との契約締結前にあらかじめ下請契約を締結していた場合
- ・ 他の下請事業者を探す時間的余裕がなかった場合
- ・ 過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

Q 1 3 二次下請以下事業者が社会保険等に未加入であった場合、どうなるのか。

A 1 3 二次下請以下事業者については社会保険等加入事業者を契約の相手方に限定してはませんが、二次下請以下契約の契約相手方が、社会保険等未加入事業者であった場合、元請事業者に対し、下請事業者への社会保険等加入指導を要請します。二次下請以下についても、可能な限り加入事業者と契約を締結してください。

Q 1 4 元請事業者が社会保険等未加入の下請事業者を指導する必要があるのか。

A 1 4 国土交通省「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」において、元請事業者の役割及び責任として、下請事業者の社会保険等の加入状況を確認し、未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導する等、取組を講じることが必要であるとされています。このことから、本市発注の建設工事においても、元請事業者が主体となり、下請事業者の社会保険等の加入確認及び指導を行っていただきますようお願いいたします。